

議案第79号

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月27日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、動物の死体処理に係る手数料の見直し及び字句の整理を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年北名古屋市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「犬及び猫等」を「動物」に、「1頭につき2,060円」を「1体につき3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。